

京都市狭あい道路等整備事業に関する手引

目次

1 狭あい道路等整備事業について

- 1-1 はじめに 1
- 1-2 事業の概要 1
- 1-3 狭あい道路とは 3

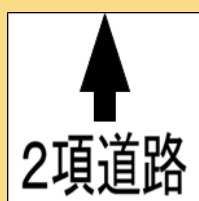
2 狭あい道路整備申出について

- 2-1 狭あい道路整備申出の手続の流れ 4
- 2-2 狭あい道路整備申出書の記入方法 5
- 2-3 狭あい道路整備申出書に添付する配置図の作成方法 6

3 狭あい道路整備協議について

- 3-1 狭あい道路整備協議の手続の流れ 7
- 3-2 関係権利者の道路中心線の位置に関する同意について 8
- 3-3 狭あい道路整備協議書の記入方法 9
- 3-4 狭あい道路整備協議書に添付する配置図の作成方法 11

4 ホームページの御案内 12



道路後退杭



道路中心鉋
(協議型案件のみ)



京都市
CITY OF KYOTO

1 狭あい道路等整備事業について

1-1 はじめに

私たちが安心して安全に暮らしていくうえで、道は重要な役割を担っています。

しかし、道が狭いと、日照・通風等の確保が難しいといった住環境の面だけでなく、災害時や緊急時の避難・救助活動に支障をきたしたり、火災の延焼を助長するなどのおそれがあります。

道が狭いと・・・

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ◆ 住環境の面で | ◆ 地震や火災などの緊急時に |
| ・ 必要な日照や通風が得られにくい | ・ 救急車や消防車が入りづらい |
| ・ 自動車の運転、自転車の通行がしづらい | ・ 避難や消防・救助活動がしづらい |
| | ・ 火災が起きた時、延焼しやすい |

このような課題の解決に向けて、京都市では幅員が4m未満の狭い道を対象として、拡幅整備を促進する「京都市狭あい道路等整備事業」を実施し、安心・安全なまちづくり及び良好な住環境の形成を目指しています。

1-2 事業の概要

(1) 事業の対象

京都市内にある**狭あい道路**、**拡幅予定型位置指定道路**及び**通路**に接する敷地

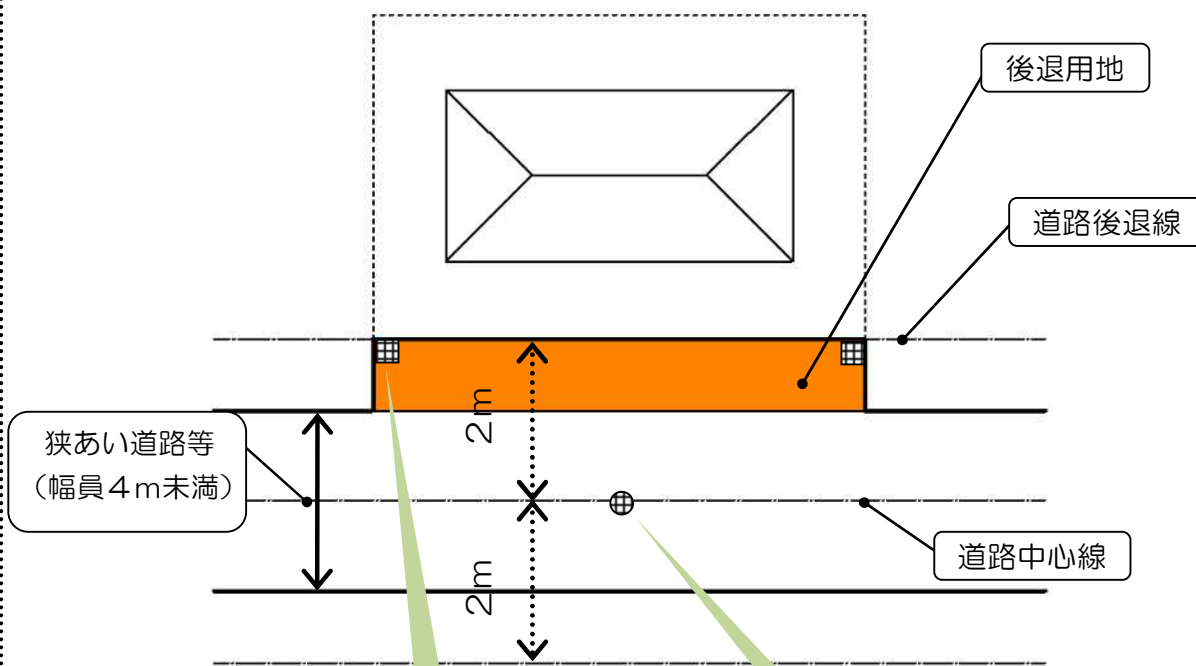
(2) 事業の概要

敷地が接する道の種類	事業内容
狭あい道路 ⇒ P.3	「狭あい道路整備申出」 道路後退杭の支給 ⇒ P.4 「狭あい道路整備協議」 道路後退杭・道路中心線の支給 ⇒ P.7
拡幅予定型位置指定道路 (※1)	「位置指定道路整備申出」 指定道路境界杭の支給
通路 (※2)	「通路整備申出」 通路後退杭の支給 「通路整備協議」 通路後退杭・通路中心線の支給

(※1) 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条の規定に基づき指定された道路のうち、指定幅員が現に確保されていない道路及び指定を受けたすみ切りが現に確保されていない部分を含む道路をいいます。詳細につきましては、「**京都市位置指定道路の手引**」を御覧ください。

(※2) 建築基準法第42条の規定に基づく道路に該当しない道をいいます。

(3) 事業のイメージ



- 道路後退線に、**道路後退杭**を設置していただきます。

道路後退杭



- 道路中心線に、**道路中心鉾**を設置していただきます。
(協議型のみ)

道路中心鉾



1-3 狭あい道路とは

狭あい道路



建築基準法第42条第2項の規定により、**市長が指定した道路(2項道路)**のことをいいます。

道が、2項道路の指定を受けているかどうかは、京都市指定道路図提供システムで御確認ください。

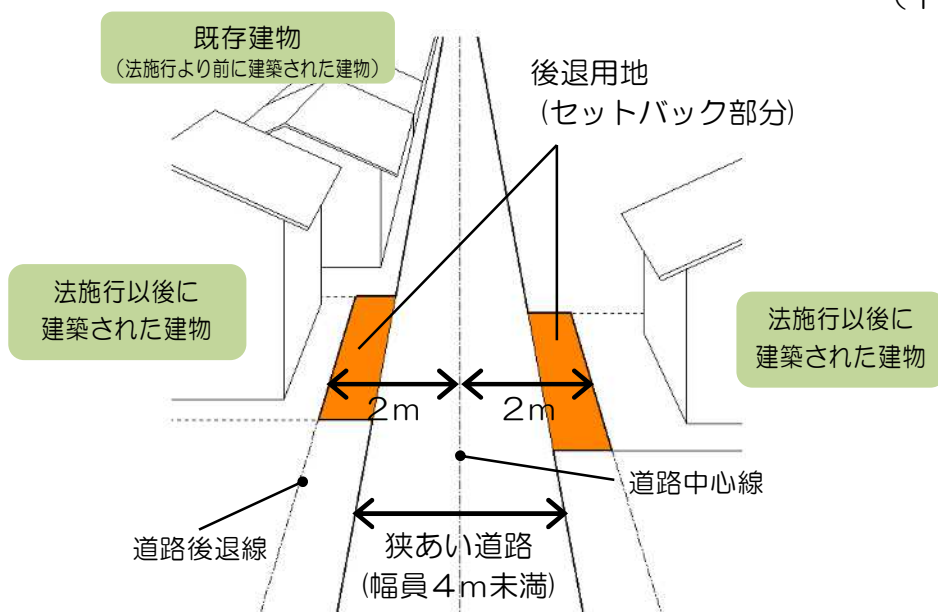
なお、原則として、電話でのお問合せは受け付けておりません。

狭あい道路に接する敷地で建築物を建てる場合は、将来的に4mの幅員を確保できるように、**基準時における道路の中心線から2m後退した線を道路境界線とみなし、敷地後退(セットバック)**(※)することが法律で義務付けられています。

また、後退した部分には塀などの工作物を築造できません。

(※) 道路の反対側の道路中心線から2m未満の範囲に、「がけ地、川、線路敷地等」がある場合は、道路の反対側の境界線から、**一方に4mの後退(セットバック)**となります。

(イメージ図)



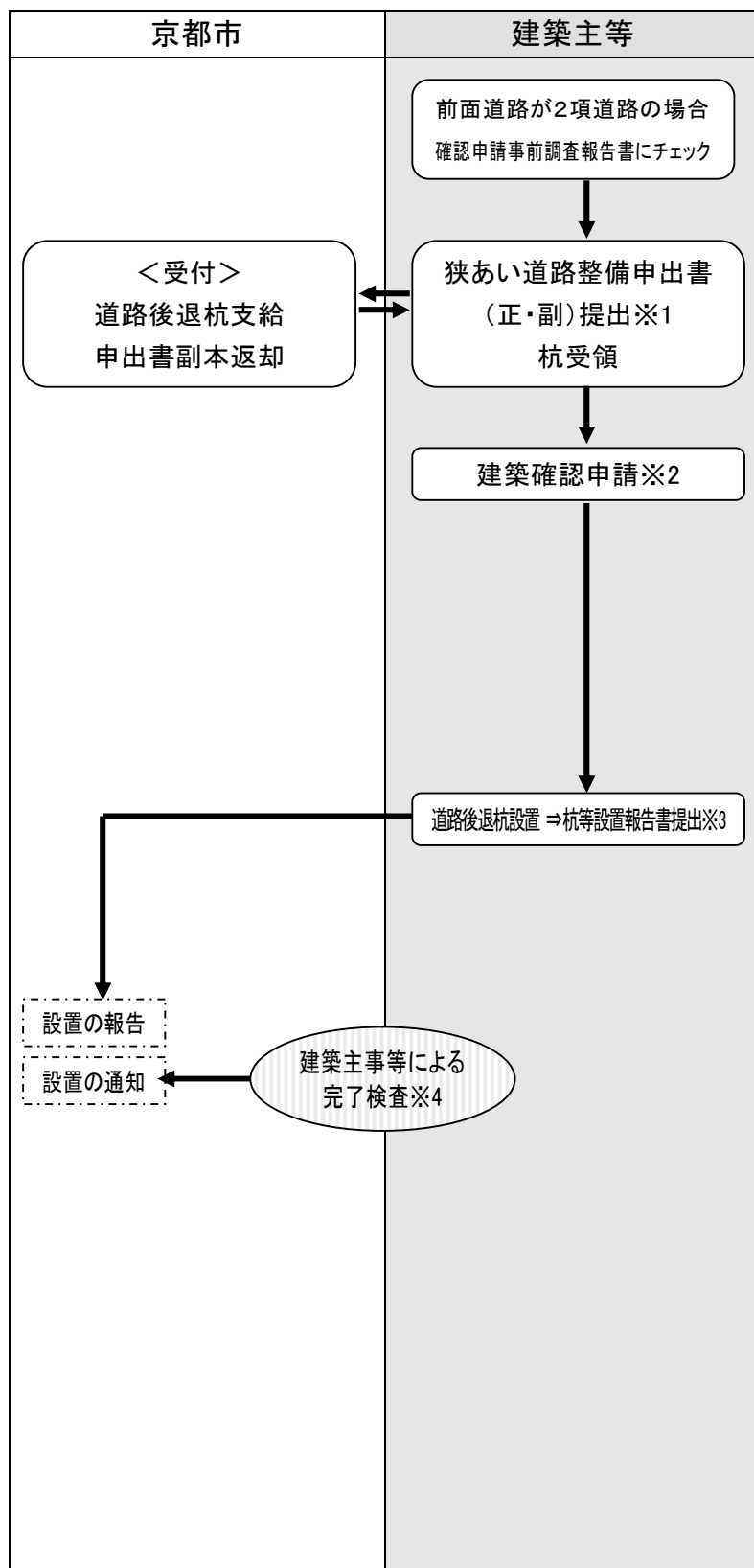
◆ 「市長が指定した道路(2項道路)」とは

基準時(下表参照)に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道(ただし袋路は除く。)を指します。

期日	区域
昭和25年11月23日	都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域(旧淀町、旧久我村、旧羽束師村及び旧久世村の区域を含む。)
昭和25年12月 1日	旧大枝村の区域
昭和32年 5月 7日	旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域

2 狭あい道路整備申出について

2-1 狭あい道路整備申出の手続の流れ



※1 申出書提出時に確認申請事前調査報告書を提示してください。受付印を申出書正本・副本と確認申請事前調査報告書に押印します。

※2 申出書提出は、確認申請の受付時のチェック事項となります。確認申請提出時に、受付印のある申出書副本と確認申請事前調査報告書を提示してください。

※3 杭等設置報告書は対象工事完了後速やかに、提出してください。

※4 建築基準法第7条又は同法第7条の2に規定される完了検査時に杭の設置確認をします。

2-2 狭あい道路整備申出書の記入方法

- 認定路線かどうか及び道路区域明示については道路明示課で確認してください。
- 道路側溝等の有無は現地で確認してください。
- 確認検査機関は建築確認の申請予定先を記載してください。

- 正・副2部を提出。副本は申請者の控えとなり、受付後に返却します。

第1号様式（第7条第1項関係）

正 副

狭あい道路整備申出書

年 月 日

（申出先）
京 都 市 長

京都市狭あい道路等整備事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、狭あい道路の後退線の位置について、次のとおり申し出ます。後退線の位置については十分に調査しましたので、別添配置図のとおりで間違いありません。

整備する後退用地 の地名地番	京都市 区		
申請者（建築主等）	住所		
	氏名	電話	
代理人（設計者等）	住所		
	氏名	電話	
道路の種類	☐ 認定路線（公道）	☐ 私道	☐ その他（ ）
道路の現況	☐ 両側側溝等あり	☐ 片側側溝等あり	☐ 側溝なし
確認検査機関	☐ 京都市	☐ 指定確認検査機関（ ）	
杭設置報告予定日	年 月 日		

添付書類	①付近見取図	都市計画基本図等（縮尺2500分の1程度）に、敷地の位置を明示
	②配置図 （縮尺100分の1程度）	以下の項目について正確に記載 (1) 対象道路の形状及び現況幅員（敷地が接する区間全長について幅員を測り、幅員が変化している場合や折れ点等がある場合は正確に記入） (2) 後退用地の範囲及び整備方法（現況で後退用地内に撤去予定の工作物等がある場合はその旨を記入） (3) 道路後退線の位置、明示方法及び道路後退杭の設置予定位置 (4) 道路中心線の位置

-----（以下は申出書提出後記入）-----

受付印	杭支給済印	道路後退杭 後退杭 個	杭の設置報告 年 月 日
			設置確認済み通知 年 月
			検査担当者（ ）
意見記入欄	経過記入欄	確認済証番号	
		受付番号	

- 申出書提出時に京都市が受付印を正本・副本及び確認申請事前調査報告書に押印。受付印が押された副本・報告書を確認申請時に提示してください。

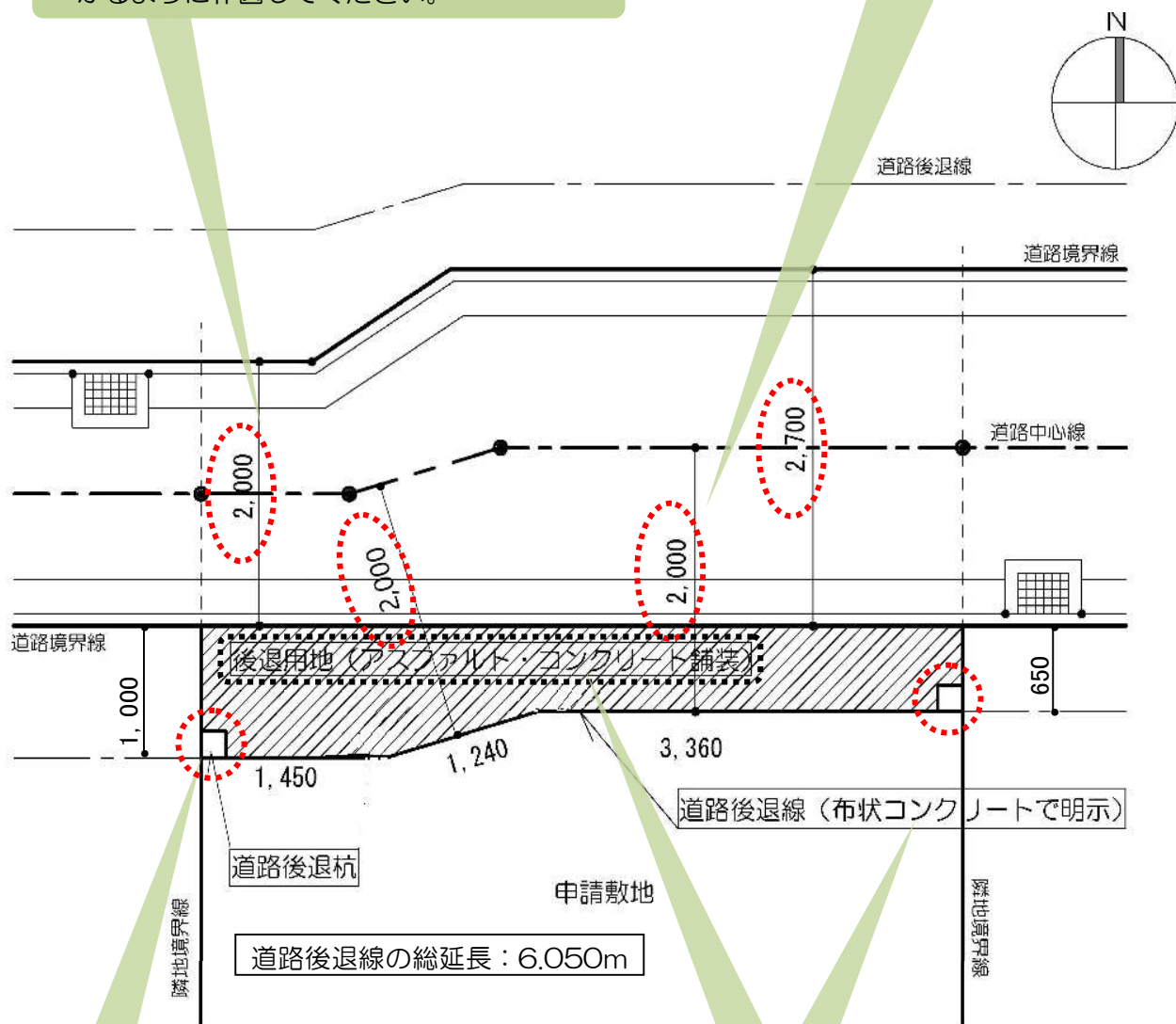
- 杭支給済印を正本・副本に押印します。

2-3 狭あい道路整備申出書に添付する配置図の作成方法

○ 前面道路の幅員は2箇所以上記載。

道路形状は正確に作図してください。折れ点や幅員が変わっている場合はその状況が分かるように作図してください。

○ 中心2メートル後退か、一方4メートル後退かが分かるように明記してください。



○ 道路後退杭の設置位置を明記。

原則として道路後退線と敷地境界線の交点（両側2箇所）に設置してください。

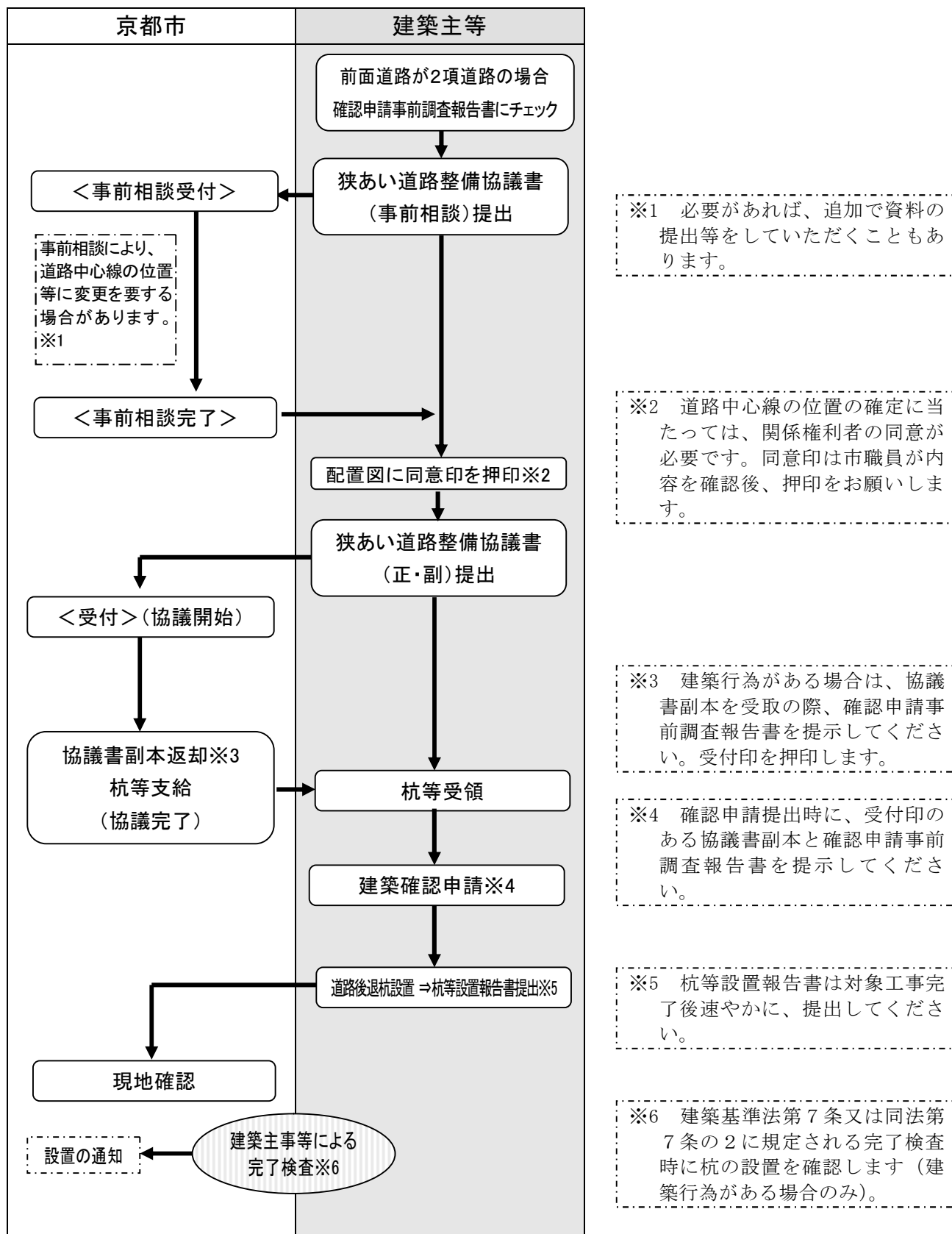
○ 後退用地の舗装仕様及び道路後退線の明示方法を記入してください。

※ この制度は、本市が道路後退線の位置を審査するものではありません。申出書を提出する前に、現地調査に加え、関係する土地の確認処分の履歴や関係権利者との協議など、基準時の道路幅員や道路後退線の位置の調査を十分に行ってください。

※ 道路中心線の位置についても明示を希望される場合は、「狭あい道路整備協議」制度を御利用ください。

3 狭あい道路整備協議について

3-1 狭あい道路整備協議の手続の流れ



3-2 関係権利者の道路中心線の位置に関する同意について

(1) 関係権利者の道路中心線の位置に関する同意について

- 道路中心線の位置の明示に当たっては、市との協議のほか、建築主等と関係権利者の間で位置を確認していただき、関係権利者の同意印を得ていただく必要があります。

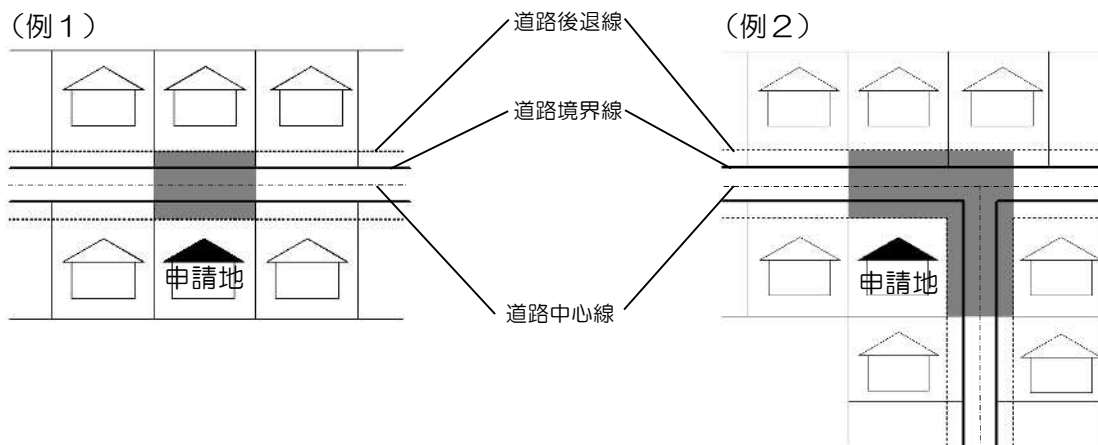
認定路線（市道認定を受けた道路法による道路）で両側明示があり、明示線と現況の道路境界線（道路側溝などで明確な場合に限る。）が一致する場合は、同意印を求めません。該当するかどうかの判断は、市との協議においてなされます。
ただし、近隣住民の方への説明をお願いします。

- 市との事前相談を行い、同意印を受けるのに支障がないと判断された後に、その旨を市職員が連絡しますので、道路中心線を記入した配置図（11ページ参照）に、関係権利者からの同意印を得たうえで、京都市へ協議書を提出してください（事前相談時に提出していただく際には、同意印は必要ありません。）。

市との事前相談において、「道路中心線の位置」について変更が必要となる場合がありますので、市職員が内容を確認後に関係権利者の同意印を得るようにしてください。

◆ 「関係権利者」の範囲

下図で示す土地（の部分。以下同じ。）の所有者及びその土地に接している土地の所有者（点で接している場合を含む。）



(2) 後退されない場合でも道路中心線を支給します

道路中心線の位置を確定するため、道路中心線を設置される場合は、狭あい道路沿道の建物等が建築行為を伴わない場合でも、道路中心線の支給を行います。

なお、道路中心線の位置の明示に当たっては、市との協議のほか、建築主等と関係権利者の間で位置を確認していただき、関係権利者の同意印を得ていただく必要があります。

3-3 狭あい道路整備協議書の記入方法

第2号様式（第8条第1項、第8条第2項関係）

1
正 副

狭あい道路整備協議書

年 月 日

（協議先）

京 都 市 長

京都市狭あい道路等整備事業実施要綱（□第8条第1項 □第8条第2項）の規定に基づき、次のとおり協議します。

整備する後退用地 の地名地番	京都市 区
申請者（建築主等）	住所
	氏名 電話
代理人（設計者等）	住所
	氏名 電話
協議事項	☐ 道路後退線の位置等 ☐ 道路中心線の位置
道路の種類	☐ 認定路線（公道） ☐ 私道 ☐ その他（ ）
道路の現況	☐ 両側側溝等あり ☐ 片側側溝等あり ☐ 側溝なし
確認検査機関	☐ 京都市 ☐ 指定確認検査機関（ ）
杭設置報告予定日	年 月 日

3

添 付 書 類 (注1)	①付近見取図	都市計画基本図等（縮尺2500分の1程度）に、敷地及び対象道路の位置を明示
	②配置図 （縮尺100分の1以上）	以下の項目について正確に記載 (1) 対象道路の形状及び現況幅員（敷地が接する区間全長について幅員を測り、幅員が変化している場合や折れ点等がある場合は正確に記入） (2) 後退用地の範囲及び整備方法（現況で後退用地内に撤去予定の工作物等がある場合はその旨を記入） (3) 道路後退線の位置及び明示方法 (4) 道路中心線の位置 (5) 道路後退杭・道路中心線の設置予定位置 (6) （関係権利者の同意印が必要な場合）関係する土地の所有者の同意印（注2）
	③委任状	狭あい道路等整備事業の手続に関する事務又は業務を委任する旨を明記
	④現場写真	対象物件の状況が分かるもの（写真撮影位置図を含む）
	⑤公図の写し	公図の写しに、対象道路、敷地及び後退用地の位置を記入
	⑥全部事項証明書(写)	後退用地である土地の全部事項証明書（土地）の写し
	⑦登記事項要約書(写)	関係する土地の登記事項要約書の写し
	⑧土地所有者一覧表	同意をもらう範囲の土地所有者一覧表（地名地番、持分、氏名を記入）

（注1） 関係権利者の同意印が不要な場合は、⑥及び⑦は必要ありませんが、道路区域明示図が必要です。

（注2） 協議書提出時においては、同意印は必要ありません。

（以下は協議完了後記）

受付印	杭支給済印	道路後退杭・道路中心線	杭等の設置報告
4		後退杭 個・中心線 個	年 月 日
			設置確認済み通知
			年 月
			検査担当者（ ）
確認済証番号		受付番号	

① 協議書は、2部（正本・副本）提出してください。

② 当てはまる項目にチェックしてください。

- ・ 第8条第1項 ⇒建築行為の前に道路後退線・道路中心線の位置の明示及び後退用地の整備を行う場合
- ・ 第8条第2項 ⇒建築行為の前に道路中心線の位置の明示のみを行う場合

③ 協議書に添付していただく添付資料

「②配置図」については、事前相談時には「(6)関係する土地の所有者の同意印」が押印されていないものでかまいませんが、同意印は事前相談完了後、市職員から連絡を受けた後に押印するようにしてください。

認定路線（市道認定を受けた道路法による道路）で両側明示があり、明示線と現況の道路境界線（道路側溝などで明確な場合に限る）が一致する場合は、同意印を得る必要はありません。該当するかどうかの判断は、市との協議においてなされます。

なお、「配置図」については、11ページの記入例を参考に作成してください。

（配置図作成時の注意事項）

○ 「道路後退杭・道路中心鉋」の設置予定位置の計画について

- ・ 道路後退線は原則として道路後退線と敷地境界線の交点（両側2箇所）に設置してください。
- ・ 道路中心鉋は原則として道路中心線と道路中心線から敷地境界に向かって垂直に下ろした線との交点（両側2箇所）及び道路中心線の折れ線に設置してください。

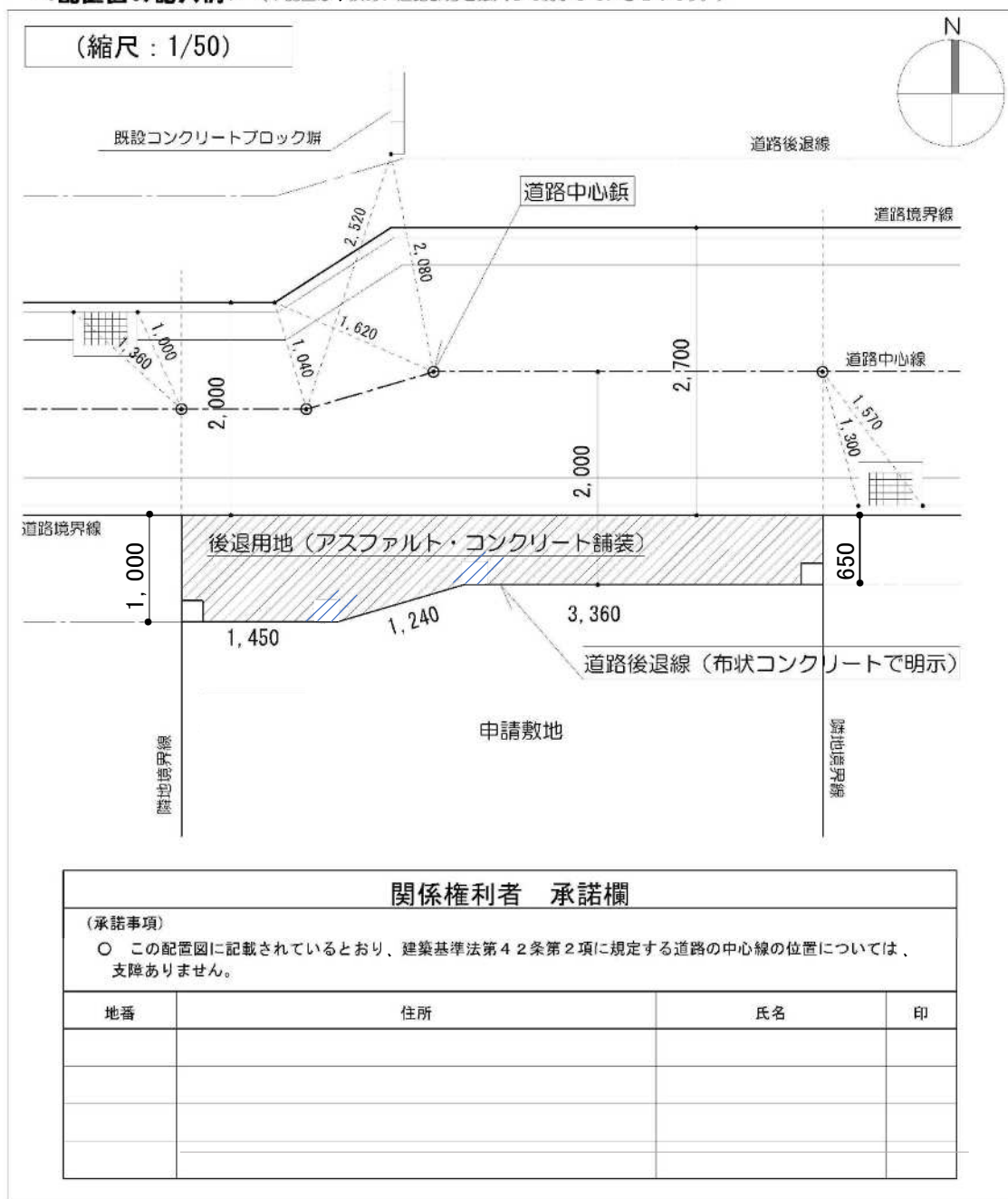
○ 「道路後退杭・道路中心鉋」の位置を確認するために、固定物（※）からの距離（実測）を記入してください。（杭等が設置された後、固定物からの距離を基に、設置位置の現地確認を行います。）

（※） 拡幅整備が完了するまでその位置が変わらないもの。例：電柱、側溝、市道の明示プレート等

④ 協議が完了した時点で、「狭あい道路協議済印」を押印します。

3-4 狭あい道路整備協議書に添付する配置図の作成方法

<配置図の記入例> (下記図は、狭あい道路部分を拡大して例示しているものです。)



注)「道路後退杭・道路中心鉄」の位置を確認するため、固定物(※)からの距離(実測)を記入してください。

(※) 拡幅整備が完了するまでその位置が変わらないもの。例：電柱、側溝、市道の明示プレート等

4 ホームページの御案内

(1) 狭あい道路等整備事業について

申請様式については、ホームページからダウンロードができますので、御利用ください。以下にダウンロードができるページまでの御案内を示します。(内容は更新される場合があります。)

① 京都市情報館 を開きます。 <http://www.city.kyoto.lg.jp/>

(ア) 「狭あい道路」と入力します。

(イ) サイト内検索ボタンをクリックします。



② 検索結果の「京都市：様式（狭あい道路整備事業）」をクリックすると、申請様式をダウンロードできるページが開きます。

(2) 建築基準法上の道路について(京都市指定道路図提供システム)

① 京都市情報館 を開きます。 <http://www.city.kyoto.lg.jp/>

(ア) 「指定道路図」と入力します。

(イ) サイト内検索ボタンをクリックします。

② 検索結果の「京都市：京都市指定道路図提供システム」をクリックします。

③ <https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/cityplanning/portal/> をクリックします。



後退用地の固定資産税・都市計画税について

狭あい道路から後退し、道路状に整備され、道路としての機能及び実態を有している土地については、申告を行うことにより、固定資産税・都市計画税が非課税となる場合があります（分筆登記等を行う必要はありません。）。

当該事業の後退用地に係る固定資産税・都市計画税については、市税事務所の固定資産税・都市計画税の担当部署へお問合せください。

京都市狭あい道路等整備事業に関する手引

（平成27年4月発行）

（令和5年12月改訂）

お問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

発行 京都市都市計画局建築指導部建築指導課（道路担当）

TEL：075-222-3620

FAX：075-212-3657



京都市印刷物 第053124号